参考資料2

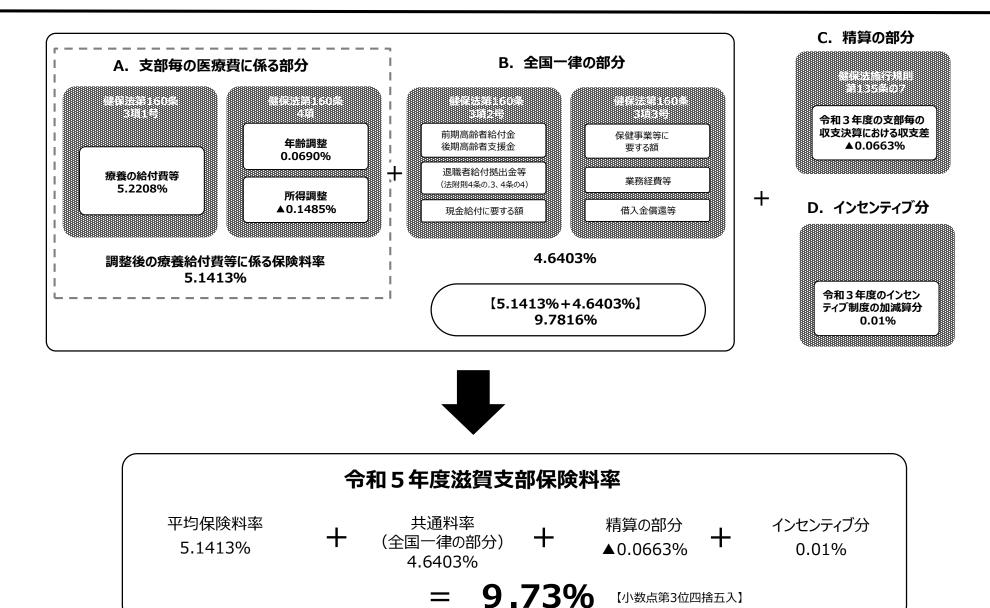
# 都道府県単位保険料率の算定について

# 1.令和5年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

○ 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整 及び所得調整を含む)。

- 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- · 都道府県支部別医療給付費
- 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- 都道府県支部別総報酬額

- 注 ・上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和3年度の実績データ を集計したものに、全国計における令和5年度の見込み値と令和3年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和3年度の実績データを集計したものから、東日本大震災等に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び波及増分に係る額)を控除したうえで、全国計における令和5年度の見込み値と令和3年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当 手当に係る額等)を控除している。
- 〇 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和3年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。



## 支部の療養の給付費等に要する額

支部医療給付費

447億1,601万円

支部の療養の給付費 等に要する料率

× 100

支部総報酬額

8,565億82万円

5.2207%

#### 【医療給付費(見込み)】

(百万円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	前年度比
全 国	4,545,569	4,721,865	5,000,881	5,236,260	5,219,755	5,251,390	5,335,167	+1.60%
滋賀	40,872	41,614	43,492	44,971	44,476	44,465	44,716	+0.56%

#### 【総報酬額(見込み)】

(百万円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	前年度比
全 国	86,750,607	91,401,221	96,555,391	99,374,307	98,584,466	99,357,853	99,488,993	+0.13%
滋賀	799,601	824,633	852,042	873,482	851,288	855,658	856,501	+0.10%

年齢調整

年齢構成が全国平均より低い ⇒ 保険料率を上げる方向に調整

平均給付費 472億251万円 標準給付費 466億1,113万円 年齢調整額

5億9,138円

【平均給付費】(全国の加入者1人あたり医療費)×(滋賀支部加入者数の合計)

【標準給付費】(全国の各年齢階級の1人あたり給付費)×(滋賀支部の各年齢階級の加入者数)の合計

年齢調整額

5億9,138万円

年齢調整率

× 100

支部総報酬額

8,565億82万円

0.0691%

所得調整

所得(標準報酬月額)が全国平均より低い

⇒ 保険料率を下げる方向に調整

全国合計給付費を 総報酬按分した額 459億3,046万円

平均給付費 -472億251万円 所得調整額

▲12億7,205万円

全国給付費

5兆3,351億6,787万円

支部総報酬額 8,565億82万円

全国総報酬額 99兆4,889億9,352万円 全国合計給付費を 総報酬按分した額 459億3,046万円

所得調整額

▲12億7,205万円

所得調整率

× 100

支部総報酬額

8,565億82万円

**▲** 0.1485%

## 共通料率

共通料率(A + B - C)		4.6403 %
	A. 第2号都道府県単位保険料率	4.1041 %
	B. 第 3 号都道府県単位保険料率	0.5590 %
	C. 収入等の率	0.0227 %
第1号平均保険料率		5.3626 %
計		10.00 %

#### (注)

- ・第2号都道府県単位保険料率(共通料率のA)及び収入等の率(共通料率のC) には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率(共通料率のB)及び収入等の率(共通料率のC) には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率

4.6403%

## 精算の部分

#### 令和3年度の都道府県支部別の収支差

○ 令和5年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の7に基づき、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」(マイナス記号)を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(順位)

(百万円)

1	2,983
2	2,036
3	1,840
4	1,637
5	1,408
6	1,355
7	1,060
8	1,018
9	955
10	894
11	756
12	717
13	712
14	684
15	614
16	600
17	568 滋賀支部
18	491
19	461
20	409
21	403
22	346
23	338
24	336

25	313
26	231
27	212
28	155
29	91
30	▲30
31	▲39
32	<b>▲</b> 182
33	▲286
34	<b>▲</b> 329
35	▲382
36	<b>▲</b> 425
37	<b>▲</b> 486
38	<b>▲</b> 511
39	<b>▲</b> 596
40	<b>▲</b> 627
41	<b>▲</b> 765
42	▲896
43	▲950
44	<b>▲</b> 1,155
45	<b>▲</b> 1,683
46	▲3,384
47	<b>▲</b> 10,901

保険料率換算 =	支部別収支差 × 1		100
体	支部総報酬額	*	100

支部別収支差	支部総報酬額	保険料率換算
5億 6,828万円	8,565億 82万円	0.0663%

令和5年度保険料率算定時に

0.0663%

の保険料率引き下げ

# インセンティブの部分

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

順位	加減算額	
1	<b>▲</b> 1,549	
1 2 3 4 5 6 7 8	<b>▲</b> 742	
3	<b>▲</b> 667	
4	<b>▲</b> 570	
5	<b>▲</b> 565	
6	▲ 377	
7	▲ 336	
8	▲ 298	
9	<b>▲</b> 260	
10	<b>▲</b> 243	
11	▲ 200	
12 13	<b>▲</b> 182	
13	<b>▲</b> 174	
14	<b>▲</b> 170	
15	<b>▲</b> 155	
16 17	<b>▲</b> 145	
1/	<b>▲</b> 145	
18	<b>▲</b> 124	
19	<b>▲</b> 109	
20	<b>▲</b> 79	
20 21 22	<b>▲</b> 27 <b>▲</b> 16	
22		
23 24	16	
	54	

		(日力円 <i>)</i>
順位	加減算額	
25	57	
26	60	
27	61	
28	85	滋賀支部
29	89	
30	94	
31	101	
32	102	
33	118	
34	126	
35	153	
36	170	
37	179	
38	256	
39	260	
40	362	
41	370	
42	413	
43	444	
44	445	
45	649	
46	881	
47	1,589	

保険料率換算 💳	支部別加減算額	× 100	
	支部総報酬額	× 100	

支部別加減算額	支部総報酬額	保険料率換算
8,527万円	8,565億 82万円	0.010%

令和5年度保険料率算定時に

0.01%

の保険料率引き上げ

## 令和5年度都道府県単位保険料率における 保険料率別の支部数(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1

保険料率 (%)	支部数	
9.98	1	
9.96	2	
9.94	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.89	1	
9.87	1	⋘滅賀支部
9.86	1	
9.82	2	
9.81	1	
9.80	1	
9.79	1	
9.77	1	
9.76	2	
9.75	1	
9.73	2	
9.67	1	
9.66	1	
9.57	1	
9.53	1	
9.49	1	
9.33	1	

## 令和5年度都道府県単位保険料率の 令和4年度からの変化(暫定版)

	支部数		令和 4 年度保 からの変化
		金額(円)	料率 (%)
	1	+ 285	+ 0.19
		+ 270	+ 0.18
	1	+ 255	+ 0.17
	1 1 1 2 1	+ 225	+ 0.15
	1	+210	+ 0.14
	2	+ 165	+ 0.11
	1	+ 120	+ 0.08
	1	+ 105	+ 0.07
	1	+ 90	+ 0.06
	1	+ 60	+ 0.04
	1	+ 45	+ 0.03
	1	+ 15	+ 0.01
	1	0	0.00
	1	<b>▲</b> 15	▲0.01
	1	▲ 30	▲0.02
	2	<b>▲</b> 60	▲0.04
	1	<b>▲</b> 75	▲0.05
4	1	▲135	▲0.09
滋賀支護	1 1 1 1 2 1 1 3	<b>▲</b> 150	▲0.10
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1	▲165	▲0.11
	2	▲180	▲0.12
	2	▲195	▲0.13
	1	▲210	▲0.14
	1 2 2 1 1	▲255	▲0.17
	4	▲270	▲0.18
	1	<b>▲</b> 285	▲0.19
	2	▲300	▲0.20
	1	▲345	▲0.23
	2	▲360	▲0.24
	1	▲375	▲0.25
	1 2 1 2 1 1	▲390	▲0.26
	1	<b>▲</b> 480	▲0.32
	1	<b>▲</b> 570	▲0.38
	1	<b>▲</b> 585	▲0.39
	1 1	<b>▲</b> 615	▲0.41
	1	<b>▲</b> 735	▲0.49

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

<sup>2.</sup> 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担 (月額、労使折半後)の増減である。